

① 生鮮農産物とは？ 必要な表示は？

ア. 農産物とは、基準別表第2の1に記載があるものを示しています。

**米穀**

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。) 玄米、精米

**麦類**

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。) 大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

**雑穀**

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。) とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

**豆類**

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。) 大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

**野菜**

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。) 根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

**果実**

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。) かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

**その他の農産食品**

(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。) 糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

イ. 消費者向けに上記のような農産物を販売する場合に必要な表示事項は、**名称**と**原産地**です。
(基準第18条第1項関係)



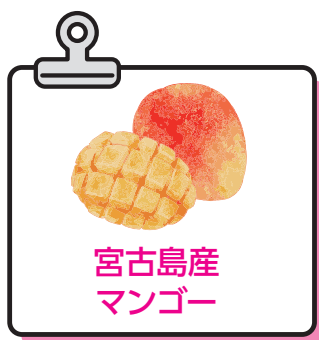
		農 産 物
名 称		その内容を表す一般的な名称で表示
原 産 地	国産品	都道府県名(市町村名その他一般に知られている地名も可)
	輸入品	原産国名(一般に知られている地名も可)

2

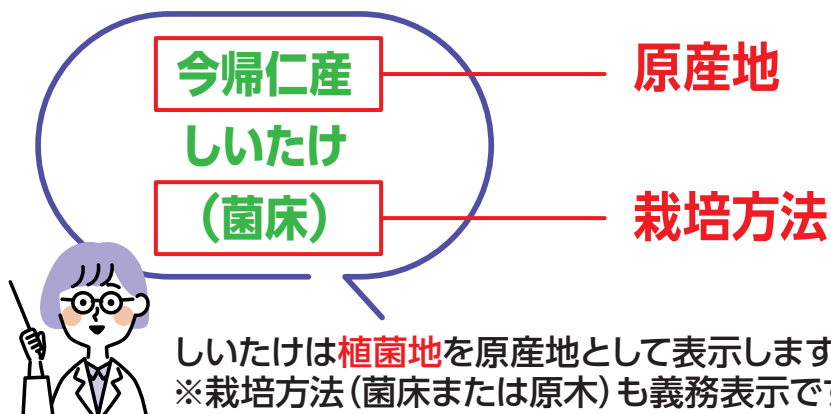
農産物(生鮮食品)の表示

① 生鮮農産物とは? 必要な表示は?

ウ. 農産物の表示例(果物、野菜)

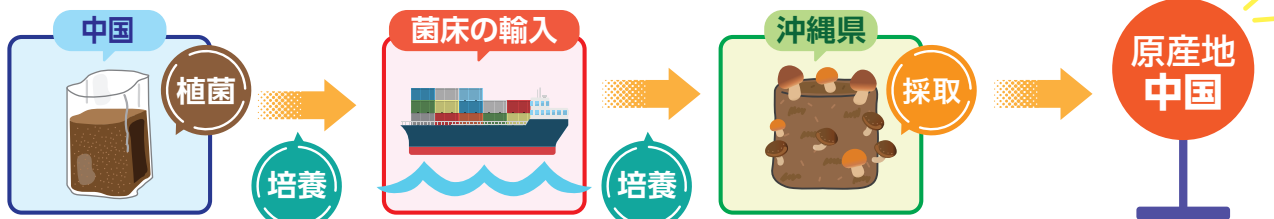


エ. 農産物の表示例(しいたけ)

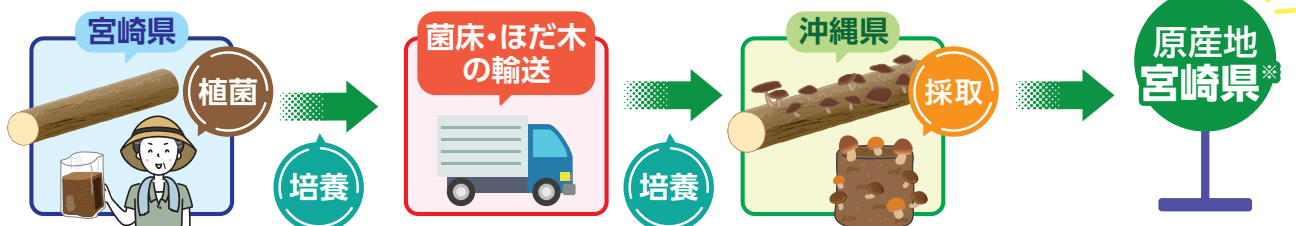


(林野庁作成パンフレットより参照)

海外から輸入した菌床の場合



他県で植菌した菌床・ほだ木の場合



※ 都道府県名のほか、市町村名、その他一般に知られている地名(郡名、島名、旧国名等)でも可
※ 加工食品については国名

2

農産物(生鮮食品)の表示

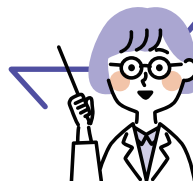
① 生鮮農産物とは？ 必要な表示は？

オ. 農産物の表示例(密封された豆類)



「名称」「原産地」に加えて、
「**内容量** **販売者の氏名及び住所**」も表示します。

容器包装に表示します。



北海道産 小豆
内容量 300g
販売者 ○○食品(株)
沖縄県○○市○○111番地

カ. 農産物の表示例(精米)

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	(農産物検査証明済)		
	単一原料米 沖縄県	ひとめぼれ	○○年産
内 容 量	0kg		
精米時期	○○.○○. ○旬		
販 売 者	○○食品(株) 沖縄県○○市○○111番地 TEL:○○○-○○○-○○○○		

令和3年7月1日から、産地、品種、産年の証明を受けていない原料玄米についても、根拠資料を保管することで、産地、品種、産年の表示が可能となっています。
また、「農産物検査証明済」、「種子の購入記録及び生産記録による確認」などの根拠情報は任意表示となっています。



容器包装の見やすい箇所に、食品表示基準別記様式4に従い表示します。
・表示に用いる文字は、12ポイント以上の大きさです。
(内容量3kg以下のものは8ポイント以上)